

第35回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月29日(水曜日) 午前10時
受付開始午前9時30分

開催場所

東京都中央区日本橋兜町7-1
KABUTO ONE HALL&CONFERENCE 4階
ホールB

※本年より開催場所・受付開始時間が変更になっております。ご来場の際は、ご注意ください。

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使期限
2022年6月28日(火曜日) 午後6時まで

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

※新型コロナウイルス感染拡大防止と株主の皆さまの安全を確保するため、株主総会当日、受付にて非接触式体温計での検温、手指のアルコール消毒のご協力をお願いいたします。なお、株主の皆さまにおかれましてはマスクのご着用をお願いいたします。株主の皆さまへは、株主総会の模様をライブ配信させていただきますので、ご利用ください。

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）				
2 場 所	東京都中央区日本橋兜町7 - 1 KABUTO ONE HALL&CONFERENCE 4階 ホールB (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) ※本年より開催場所・受付開始時間が変更になっております。				
3 目的事項	<table border="0"> <tr> <td>報告事項</td> <td> 1. 第35期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第35期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件 </td> </tr> <tr> <td>決議事項</td> <td> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 </td> </tr> </table>	報告事項	1. 第35期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第35期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
報告事項	1. 第35期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第35期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件				
4 議決権行使についてのご案内	2頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。				

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本定時株主総会招集ご通知に提供すべき書面のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、軽装（クールビズ）にて開催させていただく予定ですので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.plazacreate.co.jp>)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2022年6月29日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)

場所 KABUTO ONE HALL&CONFERENCE 4階
ホールB

(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

※本年より開催場所・受付開始時間が変更になっておりますのでご注意ください。

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年6月28日(火曜日) 午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

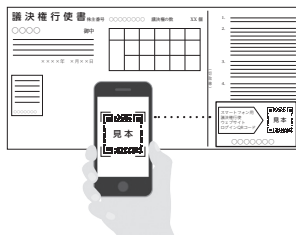
行使期限 2022年6月28日(火曜日) 午後6時入力完了分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

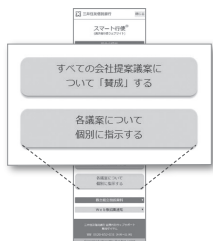
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

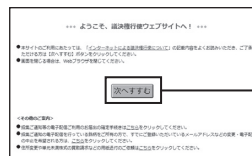
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

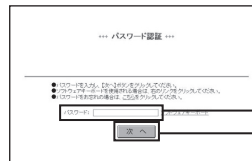
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

<インターネット中継>

- ◎株主総会の模様は、株主総会当日午前10時より、Zoomを用いたインターネットでライブ中継いたします。視聴方法は、事前に参加受付専用メールアドレスにご連絡いただき、事務局よりウェブサイトをご案内させていただきます。
※会場後方からの撮影といたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、ご了承ください。
- ◎本総会のインターネット中継は視聴のみとなるため、議決権行使、質疑応答、コメント等はいえませんが、議決権の行使は前日分までとし、質疑は事前にメールにて承ります。
- ◎インターネット中継をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。また株主様の通信環境や通信障害等によってインターネット中継の視聴が行えない場合につきましても、当社は一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
- ◎万一何らかの事情により中継を行わない場合は、事前に弊社ホームページにて、お知らせいたします。

事前質問受付・インターネット中継受付 専用メールアドレス

soukai35@plazacreate.co.jp

<インターネット中継 視聴受付方法>

上記メールアドレスへ、件名「インターネット中継参加希望」と明記し、本文に以下3点株主様情報をご記載ください。

①株主番号（同封の議決権行使書：中央上に表記の番号）

②株主様氏名

③住所

追って事務局よりメールにて当日のインターネット中継のウェブサイトをご案内させていただきます。

受付期限 2022年6月28日（火曜日）午後6時到着分まで

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは引き続き、モバイル事業の継続的成長と、パレットプラザをはじめとしたイメージング事業の新たな収益の柱となる事業の創造に積極的に取り組んで参りました。

モバイル事業におきましては、政府からの通信料値下げ要請によるオンライン販売を通じた格安プランの台頭など大きな事業環境変化の中、引き続き出店を推し進め、当連結会計年度末における店舗数は、109店舗となっております（前連結会計年度末96店舗）。

店舗外での販売イベントを積極的に実施した結果、販売スタッフ費用が大幅に増加しましたが、販売台数の積み上げによるフロー収入に加えて、将来の一定期間内のストック収入源を確保できました。しかしながら、一方で世界的な半導体の供給不足等に伴う人気スマートフォン端末の在庫不足による機会ロス、通信キャリアによる販売インセンティブ手数料の支払条件の見直しや、格安プランであるサブブランド販売割合の増加等により、スマートフォン端末の1台当たり利益率は減少しております。

ポストコロナも見据えてデジタルデバイスや周辺ソリューションへの企業ニーズが高まってきていることから、法人営業部門の人員を拡充し、当社の店舗に来店される法人顧客には端末の販売に加え、企業のDX推進をサポートする営業体制の強化をしてまいりました。

イメージング事業におきましては、パレットプラザの店舗数は、当連結会計年度末にはフランチャイズ店舗239店、直営店舗8店となりました（前連結会計年度末フランチャイズ店舗214店、直営店舗は68店）。

新たなお客様との接点を増やす方法として、当社グループでは新たな場所でポップアップストアに取り組んでまいりました。

DIYクラフトキット『つくるんです®』におきましては、新たなラインナップとしてはたらく車シリーズなどの投入や、継続的な情報発信により、『つくるんです®』という知名度とブランド認知向上に努めました。

“オンライン会議のための個室空間”パーソナル・ミーティング・ボックス「One-Bo（ワンボ）」の販売実績は好調に推移しています。引き続き販売体制と製品増産体制の構築を強化してまいります。

その他、経済活動が大きく制限される環境下、感染予防対策を徹底し、新たな生活様式に則った店舗整備や接客の標準化を図り、お客様と従業員の安全確保に努めながら営業を継続いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、217億19百万円（前期比5.1%増）、営業利益は1億15百万円（前期比62.1%減）、経常利益2億47百万円（前期比36.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1億20百万円（前期比83.5%減）となりました。

当連結会計年度のセグメント別における概況と業績は次のとおりであります。

【モバイル事業】

当連結会計年度のモバイル事業においては、店舗外での販売イベントにより販売台数の積み上げはできた一方で、販売インセンティブ手数料の見直しや、サブブランド販売割合の増加等により、スマートフォン端末の1台当たり利益率は減少した結果、売上高179億35百万円（前期比15.1%増）、セグメント利益は2億93百万円（前期比71.2%減）となりました。

【イメージング事業】

当連結会計年度のイメージング事業においては、パレットプラザチェーン店舗数の減少、コロナ禍による売上減少に加え、新規事業への先行投資を行ったことにより、売上高37億83百万円（前期比25.7%減）、セグメント損益は3億2百万円の損失（前期6億82百万円の損失）となりました。

② 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、金融機関から長期借入金として14億円の調達を行いました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、2億85百万円であります。その主なものは、店舗リニューアル及び出店による設備什器、並びに機械装置等であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分		第32期	第33期	第34期	第35期 (当連結会計年度)
		(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高	(百万円)	23,731	23,054	20,674	21,719
経常利益	(百万円)	229	284	390	247
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	78	125	732	120
1株当たり当期純利益	(円)	6.08	9.81	57.90	9.80
総資産	(百万円)	13,392	12,542	12,239	12,129
純資産	(百万円)	2,297	2,305	2,805	2,682

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(注) 2. 「収益認識基準に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社プラザフリエイト	百万円 10	% 100.0	プリントショップの経営 携帯電話販売ショップの経営

(4) 対処すべき課題

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指し、既存事業における収益基盤の強化と新規事業による新たな収益源の創出に取り組んでまいります。

今後、当社グループの企業価値を高め、経営基盤を安定させるため、以下の重点課題に対処してまいります。

①モバイル事業におきましては、戦略的な店舗投資や人材教育投資を引き続き行い、お客様のご要望に沿った利用価値提案を行うことで、お客様満足度を向上させるとともに、お客様との継続的な関係の強化に取り組んでまいります。格安サブブランドの販売割合が増加するなか、店舗外での販売イベントを引き続き推進し、顧客数の拡大に注力しつつ、付加価値の高い商材を拡充してまいります。

法人営業部門においては、今まで以上に社内連携を推し進め、グループとしての総合提案力を生かしたアップセル・クロスセルの実現を目指し、また、新たな商品・サービスの開拓を通じ、新規顧客の開拓に取り組むとともに、顧客基盤の安定化による収益基盤の強化を行ってまいります。また、“オンライン会議のための個室空間”パーソナル・ミーティング・ボックス「One-Bo（ワンボ）」の販売体制と製品増産体制の強化を図ってまいります。

②プリント事業におきましては、F C加盟店の長期店舗経営継続のため、経営の安定化に向けた施策、新商品ならびにサービスの開発などの取り組みを行い、引き続き、当社とフランチャイズ加盟店との強いパートナーシップを築いてまいります。

お客様とのタッチポイント（顧客接点）の拡大を目指し、既存店舗以外の新たな場所で、ポップアップストアをオープンすると共に、ポップアップストア企画・運営で培ったノウハウや経験を生かした、新たな事業として拡充してまいります。また、DIYクラフトキット『つくるんです®』におきましては、新ラインナップの投入や、継続的な情報発信により、知名度とブランド認知向上に努めてまいりました。引き続き、お客様からの課題の傾聴と適切な提案により、顧客との更なる関係強化を図ってまいります。

③時代の変化を機敏にとらえ、当社の知見を活かした商品、サービスの開発ならびに新たな収益の柱になり得る事業の創出を積極的に取り組んでまいります。

④継続的に事業を展開していくため、グループ全体の内部統制の充実と事業リスクへの対応が必要不可欠と考え、当社グループを取り巻くあらゆるステークホルダーの期待に応えられるよう、コーポレートガバナンスへの積極的な取り組みを通じて、企業価値の向上に繋げ、内部統制の充実と事業リスクへの対応に注力してまいります。

⑤SDGs（持続可能な開発目標）に関連する社会的課題の解決に向け、多角的な取り組みを検討するなかで、当社グループの成長と課題の解決を両立する事業の創出を目指すとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社2社により構成されており、製品・サービス別の事業活動を展開しております。事業内容は、プリントショップの経営及びフランチャイズの展開並びにWebサイトを運営し、デジタルプリントサービス及び写真関連商材等の販売を営むイメージング事業、携帯端末等の販売を営むモバイル事業としております。

なお、当事業年度の期首より、事業内容をより適正に表示するため、従来「プリント事業」としていた報告セグメントの名称を「イメージング事業」に変更しております。この報告セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

当社グループの主要製品・サービスの事業活動は次のとおりであります。

報告セグメントの名称	主な取扱商品・サービス	主要な会社
イメージング事業	デジタルプリントサービス 写真関連商材 写真撮影サービス	当社 (株)ストアクロス
モバイル事業	携帯端末	(株)プラザクリエイト

(注) 2022年2月1日に、連結子会社である株式会社プラザクリエイトスタッフサービスは商号を「株式会社ストアクロス」に変更しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

本社	東京都中央区
営業所	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡
生産センター	埼玉県和光市
ロジスティックセンター	埼玉県朝霞市
テクノセンター	埼玉県所沢市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
イメージング事業	135名	51名減
モバイル事業	569名	60名増
合計	704名	9名増

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

2. イメージング事業の使用人数が前連結会計年度末と比べて、51名減少したのは、直営店の閉店による店舗数の減少、及び直営店舗のフランチャイズ化などによるものであります。

3. モバイル事業の使用人数が前連結会計年度末と比べて、60名増加したのは、キャリアショップの出店に伴う新規の採用及びイメージング事業からの配置転換などによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
11名	1名増	41歳	8.3年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,305百万円
株式会社三井住友銀行	1,150百万円
株式会社きらぼし銀行	1,080百万円
株式会社商工組合中央金庫	957百万円
三井住友信託銀行株式会社	915百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 当社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 41,508,774株
- ② 発行済株式の総数 13,836,258株
- ③ 株主数 3,665名
- ④ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社中部写真	5,484,000株	45.16%
富士フイルム株式会社	2,259,000株	18.60%
ソフトバンク株式会社	1,350,000株	11.12%
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券(株))	466,200株	3.84%
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	271,200株	2.23%
キヤノンマーケティングジャパン株式会社	150,000株	1.24%
徳力精工株式会社	120,000株	0.99%
プラザクリエイト従業員持株会	85,835株	0.71%
株式会社浅沼商会	81,000株	0.67%
松田産業株式会社	80,700株	0.66%

(注) 1. 当社は、自己株式を1,693,001株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

(2022年3月31日現在)

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	大島 康 広	株式会社プラザクリエイト 代表取締役 株式会社ストアクロス 代表取締役
取締役 モバイル営業本部管掌	牧 由 尚	株式会社プラザクリエイト 常務取締役
取締役 経営本部管掌	中 村 守 宏	株式会社プラザクリエイト 取締役
取締役 ソウゾウ事業本部・ イメージング事業本部管掌	新 谷 隼 人	株式会社プラザクリエイト 常務取締役
取締役（監査等委員・常勤）	木 下 拓 士	
取締役（監査等委員）	村 田 真 一	弁護士 シュッピン株式会社社外取締役 株式会社クロスフォー社外監査役 株式会社JMC社外監査役
取締役（監査等委員）	林 公 一	公認会計士、税理士 株式会社アタックス代表取締役 CKD株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員・常勤）木下拓士氏は、当社グループの要職を歴任しております。
2. 取締役（監査等委員）村田真一氏及び林公一氏は社外取締役であります。
- ・村田真一氏は、弁護士として会社法務・労務問題に豊富な知識・経験等を有しております。
 - ・林公一氏は、公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役（監査等委員）村田真一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害および費用を当該保険契約により填補することとしております。当社の取締役は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。保険料の一部は、取締役全員が負担しております。その配分は、取締役会及び監査等委員会の協議により、報酬に比例した分担方法としております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員 木下拓士、村田真一、及び林公一の3氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。

(3) 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年6月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

役員報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針は、連結会計年度ごとに業績等を考慮して取締役並びに監査等委員が協議して決定しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

該当事項はありません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

該当事項はありません。

d. 報酬等の割合に関する方針

当社の役員報酬等には業績連動報酬等は含まれておりませんので、該当事項はありません。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	64百万円 (一)	64百万円 (一)	—	—	6名 (一名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	7百万円 (3百万円)	7百万円 (3百万円)	—	—	3名 (2名)
合 計	71百万円	71百万円	—	—	9名

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上表には2021年6月29日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第31回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
4. 監査等委員の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第31回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。
5. 当社の取締役の報酬等の額又は、その算定方法に関する方針の決定権限を有する者は、代表取締役大島康広であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。
監査等委員の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員の協議により決定しております。
6. 取締役会は、代表取締役大島康広に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

八. 当事業年度において支払った役員慰労金

該当事項はありません。

二. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 当社と重要な兼職先との関係

特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会、監査等委員会への出席状況

氏名	取締役会		監査等委員会	
	出席回数	開催回数	出席回数	開催回数
監査等委員 村田真一	12回	12回	10回	10回
監査等委員 林公一	12回	12回	10回	10回

ロ. 取締役会および監査等委員会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

監査等委員村田真一氏は、弁護士として法曹界における豊富な経験と法律の専門家として、その専門的な立場から取締役会では、監督、助言等を行うなど、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

監査等委員林公一氏は、公認会計士として豊富な経験と財務・会計の専門家として、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、当社の会計監査人以外の監査法人出身者として、独立した立場から内部監査部門や監査等委員会への適宜必要な助言をいただきました。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善する見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について次のとおり決議しております。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要、および運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の業務執行が法令および定款に適合することその他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社代表取締役社長は、コンプライアンス担当の取締役を任命し、当該取締役の指揮・監督のもと『プラザクリエイティブグループ行動憲章』に基づきコンプライアンス体制の確立・進展に努める。
- 2) 当社グループ取締役および執行役員は、当社グループの事業に適用される法令等を識別し、その要求事項を関係部門・グループ各社に周知徹底することにより、当社グループを横断するコンプライアンス体制の整備および問題点の把握と解決に努める。
- 3) 当社代表取締役社長直属の内部監査室を設け、内部監査室長を監査責任者として当社グループを対象とした内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長および常勤監査等委員ならびに関係部門に適宜報告する。
- 4) 法令違反や不正行為等の発生、またはそのおそれのある状況を発見した場合に、相談や通報を受け付けるグループ内部通報窓口を社内に設置するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
- 5) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備および運用する体制の構築に努めるとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し必要な是正措置をおこなう。
- 6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、断固として対決するとの基本姿勢を『プラザクリエイティブグループ行動憲章』に定め、その周知徹底をはかるとともに、反社会的勢力排除のための仕組みの整備に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社グループの取締役の職務執行に係る情報については、法令および社内規程に基づき、書面または電磁的媒体に記録し、適切に保存管理するとともに、必要に応じて取締役および監査等委員が閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社グループの事業活動の全般に係るリスクの管理については、当社代表取締役社長を委員長とするCP&RM（コンプライアンス&リスク管理）委員会を設置し、社内規程およびガイドラインに基づきグループ全体のリスク管理ならびにグループ各社の業務執行に係るリスクの管理にあたる。

- 2) 当社グループの部門長は、取締役および執行役員と連携のうえ、自部門において内在するリスクを把握・分析・評価し、適切な対策を実施するとともに、管理状況を監督する。
- 3) 内部監査室長は、定期的にリスク対策等の状況を検証し、その結果を取締役に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役会を原則として月1回開催するとともに、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令または定款で定める事項および経営上の重要事項の決定、ならびに各取締役の業務執行状況の監督等をおこなう。当社グループ各社においても、定期的に取締役会を開催し、経営上の重要な項目について意思決定をおこなうとともに、業務執行上の重要課題について報告・検討する。
- 2) 当社グループの取締役、執行役員および常勤監査等委員で構成する会議体を原則として毎週1回開催し、意思決定および業務執行状況の監督が迅速かつ効果的におこなわれるよう情報の共有に努める。

5. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社グループ各社に当社取締役および常勤監査等委員を配置し、当社グループを管理する。当社グループ取締役は、業務および職務執行等の状況を定期的に当社取締役会に報告する。
- 2) 関係会社管理規程に基づき、グループ各社の経営内容を的確に把握するため、重要な事項については当社取締役会に報告する。
- 3) 当社と整合性のある社内規程類を整備するとともに、当社管理部門がグループ各社の管理機能を補完することで、当社グループ一体となった内部統制環境の構築運用に努める。

II. 監査等委員会監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

1. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査等委員会の同意を得て補助使用人を置く。

2. 前項の使用人の取締役からの独立性および監査等委員会の当該使用人に対する実効性確保に関する事項

補助使用人は、監査等委員または監査等委員会の指揮命令にしたがい、その職務の遂行にあたる。補助使用人に対する人事異動・人事評価・懲戒処分等については、監査等委員会の同意を得る。

3. 監査等委員会への報告に関する体制

- 1) 当社は、常勤監査等委員に対して当社グループにおける稟議決裁書その他の重要書類を回付するとともに、監査等委員からの要請がある場合は直ちに関係書類・資料等を提出する。
- 2) 当社グループの従業員等は、監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、的確かつ速やかに対応する。

- 3) 内部監査室長は、内部監査、内部統制評価、内部通報等の結果、その他当社グループにおけるコンプライアンス上の重要な事項について、遅滞なく常勤監査等委員に報告する。

4. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員への報告をおこなった当社グループの従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止するとともに、その旨を当社グループの従業員等に周知徹底する。

5. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

- 1) 当社は、監査等委員の通常の業務執行の範囲で生ずる費用に関して、監査計画に基づき予算を計上し、経費支出をおこなう。
- 2) 前号以外で、監査等委員がその職務執行について当社に対し費用の前払いまたは償還等を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

6. その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- 1) 内部監査室は、各事業年度の内部監査計画について常勤監査等委員と協議するとともに、内部監査結果等について協議および意見交換するなど、密接な情報交換および連携をはかる。
- 2) 監査等委員は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士・公認会計士・税理士・コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

Ⅲ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備および運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

①コンプライアンス、およびリスク管理体制の強化に関する取組み

当社グループにおけるコンプライアンス、およびリスク管理体制の強化に関する取組みについては、「CP&RM（コンプライアンス&リスク管理）委員会」を開催し、コンプライアンスの審議および改善策等の提案を行い、リスク管理体制の強化については、当社グループから報告された各種リスクについて迅速かつ適切な対応を行いました。

②内部監査の実施状況について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社グループにおける業務の適正性や法令遵守状況等に関する内部監査を実施いたしました。

6 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期	科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部			負債の部		
流動資産	7,068,593	7,197,737	流動負債	5,594,645	5,327,252
現金及び預金	1,406,497	1,698,542	買掛金	1,489,251	1,427,792
受取手形及び売掛金	2,121,121	2,236,782	未払金	382,676	459,092
商品及び製品	2,369,040	2,149,531	短期借入金	3,188,750	2,732,369
原材料及び貯蔵品	105,548	89,250	リース債務	123,949	173,587
未収入金	711,413	654,783	未払法人税等	6,226	9,800
貸倒引当金	△10,590	－	賞与引当金	139,347	135,825
その他	365,563	368,847	その他	264,442	388,784
固定資産	5,060,536	5,042,174	固定負債	3,852,036	4,107,070
有形固定資産	2,989,210	3,215,390	長期借入金	3,362,796	3,460,747
建物及び構築物	1,240,981	1,372,118	リース債務	52,729	155,976
機械装置及び運搬具	8,849	20,660	繰延税金負債	38,218	39,565
土地	1,511,248	1,511,248	退職給付に係る負債	37,680	57,200
リース資産	39,333	73,677	資産除去債務	174,439	193,020
建設仮勘定	11,335	24,804	長期預り保証金	186,171	200,560
その他	177,460	212,881			
無形固定資産	432,280	175,630	負債合計	9,446,681	9,434,323
のれん	263,596	38,649	純資産の部		
リース資産	52	81	株主資本	2,659,906	2,791,231
その他	168,630	136,899	資本金	100,000	100,000
投資その他の資産	1,639,045	1,651,153	資本剰余金	1,228,496	1,228,496
投資有価証券	121,067	95,389	利益剰余金	1,914,109	1,970,414
長期貸付金	37,929	6,172	自己株式	△582,698	△507,679
繰延税金資産	21,850	26,030	その他の包括利益累計額	22,541	14,357
敷金及び保証金	1,379,898	1,458,239	その他有価証券評価差額金	22,541	14,357
その他	90,588	77,611			
貸倒引当金	△12,290	△12,289	純資産合計	2,682,448	2,805,589
資産合計	12,129,130	12,239,912	負債純資産合計	12,129,130	12,239,912

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
売上高	21,719,531	20,674,849
売上原価	14,675,351	13,173,294
売上総利益	7,044,179	7,501,554
販売費及び一般管理費	6,928,314	7,196,042
営業利益	115,865	305,512
営業外収益	216,941	192,031
受取利息及び配当金	4,151	2,326
協賛金収入	44,830	103,090
助成金収入	78,885	39,000
償却債権取立益	17,100	13,750
その他	71,973	33,863
営業外費用	85,211	106,706
支払利息	58,631	70,312
シンジケートローン手数料	11,000	9,281
その他	15,580	27,112
経常利益	247,594	390,837
特別利益	27,274	875,406
固定資産売却益	620	28,215
事業譲渡益	26,653	—
事業分離における移転利益	—	847,190
特別損失	152,593	529,659
減損損失	127,370	517,719
店舗閉鎖損失	16,911	11,939
その他	8,311	—
税金等調整前当期純利益	122,275	736,584
法人税、住民税及び事業税	6,231	9,800
法人税等調整額	△4,709	△6,203
当期純利益	120,754	732,987
親会社株主に帰属する当期純利益	120,754	732,987

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日 残高	100,000	1,228,496	1,970,414	△507,679	2,791,231
会計方針の変更による 累積的影響額			△28,984		△28,984
会計方針の変更を反映 した当期首残高	100,000	1,228,496	1,941,430	△507,679	2,762,247
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△148,074		△148,074
親会社株主に帰属する 当期純利益			120,754		120,754
自己株式の取得				△75,019	△75,019
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△27,320	△75,019	△102,340
2022年3月31日 残高	100,000	1,228,496	1,914,109	△582,698	2,659,906

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
2021年4月1日 残高	14,357	14,357	2,805,589
会計方針の変更による 累積的影響額			△28,984
会計方針の変更を反映 した当期首残高	14,357	14,357	2,776,604
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△148,074
親会社株主に帰属する 当期純利益			120,754
自己株式の取得			△75,019
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)	8,183	8,183	8,183
連結会計年度中の変動額合計	8,183	8,183	△94,156
2022年3月31日 残高	22,541	22,541	2,682,448

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (ご参考：2020年4月1日から2021年3月31日まで) (単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日 残高	100,000	1,228,496	1,326,253	△361,379	2,293,370
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△88,826		△88,826
親会社株主に帰属する 当期純利益			732,987		732,987
自己株式の取得				△146,300	△146,300
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	644,160	△146,300	497,860
2021年3月31日 残高	100,000	1,228,496	1,970,414	△507,679	2,791,231

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
2020年4月1日 残高	12,575	12,575	2,305,946
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△88,826
親会社株主に帰属する 当期純利益			732,987
自己株式の取得			△146,300
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)	1,782	1,782	1,782
連結会計年度中の変動額合計	1,782	1,782	499,643
2021年3月31日 残高	14,357	14,357	2,805,589

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期	科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部			負債の部		
流動資産	990,249	899,022	流動負債	3,234,811	2,742,606
現金及び預金	716,343	642,221	短期借入金	1,820,000	1,320,000
売掛金	43,340	27,863	1年内返済予定長期借入金	1,352,120	1,372,361
前渡金	9,704	—	未払金	44,677	27,160
前払費用	3,725	3,819	未払費用	1,530	1,015
未収入金	216,326	224,270	未払法人税等	1,210	1,210
その他	808	847	預り金	12,208	17,621
固定資産	8,077,678	7,880,883	賞与引当金	2,730	2,889
有形固定資産	64,509	68,956	その他	334	347
建物	10,604	12,070	固定負債	3,072,044	3,153,086
車両運搬具	2,182	2,934	長期借入金	3,062,796	3,144,117
工具、器具及び備品	11,522	13,751	資産除去債務	9,248	8,969
土地	40,200	40,200	負債合計	6,306,856	5,895,693
無形固定資産	5,366	4,472	純資産の部		
ソフトウェア	2,254	1,361	株主資本	2,738,529	2,869,854
その他	3,111	3,111	資本金	100,000	100,000
投資その他の資産	8,007,802	7,807,454	資本剰余金	1,228,496	1,228,496
投資有価証券	121,067	95,389	資本準備金	265,346	265,346
関係会社長期貸付金	9,242,679	8,812,679	その他資本剰余金	963,149	963,149
繰延税金資産	21,850	26,030	利益剰余金	1,992,732	2,049,037
敷金及び保証金	30,620	30,620	その他利益剰余金	1,992,732	2,049,037
その他	42,201	40,245	繰越利益剰余金	1,992,732	2,049,037
貸倒引当金	△1,450,616	△1,197,510	自己株式	△582,698	△507,679
資産合計	9,067,927	8,779,905	評価・換算差額等	22,541	14,357
			その他有価証券評価差額金	22,541	14,357
			純資産合計	2,761,071	2,884,212
			負債純資産合計	9,067,927	8,779,905

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
売上高	431,208	304,580
売上総利益	431,208	304,580
販売費及び一般管理費	317,417	344,681
営業利益又は営業損失 (△)	113,790	△40,101
営業外収益	287,500	843,085
受取利息及び配当金	181,580	183,857
貸倒引当金戻入益	—	639,334
その他	105,920	19,894
営業外費用	308,462	62,583
支払利息	51,075	53,560
貸倒引当金繰入額	253,106	—
その他	4,281	9,023
経常利益	92,829	740,400
特別損失	—	9,407
減損損失	—	9,407
税引前当期純利益	92,829	730,992
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
法人税等調整額	△149	△1,094
当期純利益	91,769	730,876

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
2021年4月1日 残高	100,000	265,346	963,149	1,228,496	2,049,037	2,049,037	△507,679	2,869,854
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△148,074	△148,074		△148,074
当期純利益					91,769	91,769		91,769
自己株式の取得							△75,019	△75,019
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△56,305	△56,305	△75,019	△131,325
2022年3月31日 残高	100,000	265,346	963,149	1,228,496	1,992,732	1,992,732	△582,698	2,738,529

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日 残高	14,357	14,357	2,884,212
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△148,074
当期純利益			91,769
自己株式の取得			△75,019
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	8,183	8,183	8,183
事業年度中の変動額合計	8,183	8,183	△123,141
2022年3月31日 残高	22,541	22,541	2,761,071

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (ご参考：2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
2020年4月1日 残高	100,000	265,346	963,149	1,228,496	1,406,987	1,406,987	△361,379	2,374,104
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△88,826	△88,826		△88,826
当期純利益					730,876	730,876		730,876
自己株式の取得							△146,300	△146,300
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	642,050	642,050	△146,300	495,750
2021年3月31日 残高	100,000	265,346	963,149	1,228,496	2,049,037	2,049,037	△507,679	2,869,854

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年4月1日 残高	12,575	12,575	2,386,680
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△88,826
当期純利益			730,876
自己株式の取得			△146,300
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	1,782	1,782	1,782
事業年度中の変動額合計	1,782	1,782	497,532
2021年3月31日 残高	14,357	14,357	2,884,212

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社プラザクリエイト本社
取締役会御中

東陽監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 田中章公
業務執行社員
指定社員 公認会計士 安達博之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プラザクリエイト本社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プラザクリエイト本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社プラザクリエイト本社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 田中章公
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 安達博之
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プラザクリエイト本社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤の監査等委員が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社プラザクリエイト本社 監査等委員会

監査等委員 木下拓士 ㊞

監査等委員 村田真一 ㊞

監査等委員 林 公一 ㊞

(注) 監査等委員村田真一及び林公一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様へ安定した利益還元を行うことを最重要課題のひとつと考えており、経営成績、財政状態、配当性向及び将来の事業展開のための内部留保の配分を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり普通配当10円とさせていただきます。当社は、株主の皆様へ安定した利益還元を行うことを最重要課題のひとつと考えており、経営成績、財政状態、配当性向及び将来の事業展開のための内部留保の充実など、バランスを総合的に勘案して成果の配分を行うことを基本方針としております。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 10円 配当総額 121,432,570円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月30日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役(監査役であったものを含む。)の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じ。）4名全員が本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関してはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

おおしま やす ひろ
大島 康広（昭和38年12月15日生）

所有する当社の株式数…………… 59,948株
取締役会出席状況…………… 12/12回

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1988年3月	当社設立代表取締役社長（現任）	2008年6月	㈱ブラザクリエイトモバイリング代表取締役会長
1997年8月	㈱中部写真代表取締役社長（現任）	2010年6月	㈱ブラザクリエイトイメージング代表取締役社長
2005年6月	㈱55ステーション管財人	2013年3月	㈱ブラザクリエイトスタッフサービス（現:㈱ストアクロス）代表取締役（現任）
2006年1月	㈱55ステーション代表取締役社長	2017年10月	㈱ブラザクリエイト代表取締役（現任）
2007年4月	㈱ブラザクリエイトモバイリング代表取締役社長		
2007年6月	㈱プラザハート代表取締役社長		

取締役候補者とした理由

1988年に当社を設立し、当社代表取締役役に就任して以来、「1枚の写真から」をキーワードとして長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。当社代表取締役として、経営ビジョンの策定、経営戦略の立案・実行にリーダーシップを発揮してきました。引き続き、その豊富な経験と深い見識等を、当社グループのさらなる企業価値創造へ生かしたく取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

まき よし なお
牧 由尚（昭和50年3月21日生）

所有する当社の株式数…………… 14,534株
取締役会出席状況…………… 12/12回

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

2008年4月	㈱ブラザクリエイトモバイリング入社	2014年6月	㈱ブラザクリエイトストアーズ取締役
2009年8月	㈱ブラザクリエイトモバイリング営業部長	2017年6月	当社取締役（現任）
2014年3月	当社入社	2019年6月	㈱ブラザクリエイト常務取締役 兼 モバイル営業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

グループ全体の事業責任者として優れた経営手腕を発揮し、その役割を適切に果たしております。特にモバイル事業に関する経験・見識に長けており、今後も当社の事業展開を見据え、同氏の担っている役割は極めて大きく、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

なか むら もり ひろ
中村 守宏 (昭和48年8月19日生)

所有する当社の株式数…………… 5,379株
取締役会出席状況…………… 12/12回

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1997年4月	(株)プラザクリエイト入社	2018年4月	当社人事労務部長 兼 店舗開発部長
2010年4月	(株)プラザクリエイトイメージング 首都圏第一直営部長	2021年6月	当社取締役
2013年4月	(株)プラザクリエイトイメージング 店舗開発部長		経営本部長 兼 人事部長 (現任) 株)プラザクリエイト取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社グループの要職を歴任。幅広い業務に携わり、法令遵守の重要性及びコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うなどその職責を適切に果たしております。その能力ならびに豊富な経験と見識を当社の経営に活かせることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

しん たに はや と
新谷 隼人 (昭和61年6月15日生)

所有する当社の株式数…………… 196株
取締役会出席状況…………… 12/12回

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

2017年4月	(株)リクルート 大阪市場開発グループ (リテール新規開発組織) マネージャー	2019年7月	(株)プラザクリエイト執行役員 法人マーケティング本部長
2018年9月	同社 オンボード推進グループ (カスタマー・サクセス領域) マネージャー	2020年4月	(株)プラザクリエイト取締役 兼 ソウゾウ事業本部長
2019年5月	(株)プラザクリエイト入社	2021年4月	株)プラザクリエイト常務取締役 兼 ソウゾウ事業本部長 (現任)
		2021年6月	当社取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

多岐にわたる業務執行経験と実績を有しており、アグレッシブかつ新規事業の創出に長け、当社グループの企業価値向上に貢献しております。その経歴を通じて培った高い見識が当社の経営にいかせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 取締役候補者大島康広氏は、(株)プラザクリエイトの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と資金貸付等の取引関係があります。その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、役員持株会、及び従業員持株会を通じて所有している持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の12頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関してはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

きの した たく お
木下 拓士 (昭和35年11月3日生)

所有する当社の株式数…………… 2,895株
取締役会出席状況…………… 12/12回

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1994年 8月 当社入社
2006年 4月 (株)プラザハート 取締役 営業本部長

2010年 4月 (株)フォトネット 事業部長
2014年 6月 (株)プラザクリエイト LED事業部長
2018年 4月 (株)プラザクリエイト 法人営業部長
2020年 7月 当社取締役監査等委員 (現任)

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり当社グループの要職を歴任。幅広い業務に携わり、これらの職務を通じて培ったキャリアが、特に当社経営の監督機能強化等に貢献していただけると判断し、引き続き取締役監査等委員として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

むら た しん いち
村田 真一 (昭和43年3月7日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
取締役会出席状況…………… 12/12回

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1995年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会)
兼子・岩松法律事務所入所
2012年 6月 当社社外監査役
2014年 2月 (株)クロスフォー社外監査役 (現任)

2015年 3月 (株)JMC社外監査役 (現任)
2015年 6月 シュッピン(株)社外取締役 (現任)
2018年 6月 当社取締役監査等委員 (現任)

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2012年6月から当社社外監査役を務め、弁護士としての長年の経験と幅広い見識を有し、特に法律について専門的な観点から社外取締役として、当社の経営について客観的、中立的な監査を遂行できることから、引き続き経営の監督機能の強化等に貢献していただけると判断し、社外取締役監査等委員として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

はやし
林

こう いち
公 一

(昭和39年10月28日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

取締役会出席状況…………… 12/12回

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1997年 3月 公認会計士登録

2008年 4月 税理士登録

2010年 1月 (株)アタックス代表取締役 (現任)

2010年 6月 C K D(株)社外監査役 (現任)

2013年 6月 当社社外監査役

2018年 6月 当社取締役監査等委員 (現任)

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2013年6月から当社社外監査役を務め、公認会計士、税理士として、高度な専門知識と豊富な経験を有し、特に財務・会計の専門家として、独立した立場から積極的に発言していただくなど、適切に業務を遂行していただいております。引き続き、経営の監督機能の強化等に貢献していただけると判断し、社外取締役監査等委員として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 村田真一氏、及び林公一氏は社外取締役の候補者であります。
(注) 村田真一氏、及び林公一氏の当社取締役 (監査等委員) としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
3. 当社は、村田真一氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員 (社外取締役) として同取引所に届け出ておりますが、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員 (社外取締役) として届け出る予定です。
4. 所有する当社株式の数には、役員持株会を通じて所有している持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
5. 当社は、監査等委員 木下拓士、村田真一、及び林公一の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏らの再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の12頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

メ 毛

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

定時株主総会会場ご案内図

会場

KABUTO ONE HALL&CONFERENCE 4階 ホールB
東京都中央区日本橋兜町7番1号 電話 (03) 6231-0567

交通

- ① 東京メトロ日比谷線・東西線
「茅場町」駅 出口11 徒歩30秒
- ② 東京メトロ銀座線・東西線、都営浅草線
「日本橋」駅 D2出口 徒歩2分
- ③ JR線、東京メトロ丸ノ内線
「東京」駅 八重洲北口 徒歩12分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。